

ボランティアゴルフアース連盟 会則

(名称)

第1条 本会は、ボランティアゴルフアース連盟と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、東京都八王子市西片倉3-18-18に置く。

(目的)

第3条 本会は、ゴルフ初心者に無償でレッスンを行うボランティアゴルファーを斡旋することにより、ゴルフの裾野を広げ、ゴルフを通じた人々の健康と生きがい作りに貢献することを目的として、2024年5月1日に設立する。

(活動・事業の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) ゴルフ初心者を対象としたボランティアレッスンを、八王子市を中心としたゴルフ練習場・ゴルフ場を用いて実施する。
- (2) 本会の活動を周知させるために、公式ホームページおよび各種SNS・告知サイト等を活用し、画像や動画を用いてわかりやすく利用して頂けるようにプロモーション活動を継続して実施する。
- (3) シニア世代を中心としたボランティアゴルファーの健康と幸福・生きがい作りを実現するために、ボランティアゴルファーを対象としたレッスンの研修を無料で実施するとともに、本会に登録したボランティアによる交流イベントを定期的に実施する。

(会員)

第5条 本会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。

(入会)

第6条 会員として入会する者は、入会申込書を代表理事に提出するものとする。

(会費)

第7条 金額については、総会において別に定めるものとする。

(退会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当する時は、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき
- (2) 会費を2年以上納入しないとき

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表理事1名 (2) 副代表理事1名
 - (3) 理事(代表理事及び副代表理事を含む)3人以上 (4) 監査役1名
- 2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。
- 3 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第10条 代表理事は本会を代表し、その業務を統括する。

- 2 副代表理事は、会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、職務を代行する。
- 3 監査役は、会の業務および財産の状況を監査する。

(解任)

第11条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、過半数の議決により解任することができる。

- (1)心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(総会)

第12条 本会の総会は、正会員を以て構成し、年に1回開催するものとする。ただし必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1)会則の変更 (2)解散 (3)事業の変更
- (4)事業報告および収支決算 (5)役員を選任または解任 (6)その他運営に関する重要事項
- 3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議事録)

第13条 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

第14条 役員会は役員を以て構成する。ただし、監査役を除く。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項およびその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業報告書および決算)

第15条 代表理事は、毎事業年度終了後2か月以内に事業報告書・収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第16条 本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(事務局)

第17条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

(委任)

第18条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(変更)

第19条 この会則は、総会において、出席者の3分の2以上の承認がなければ変更できない。

付則

- 1 この会則は、2024年5月1日から施行する。